



お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577
平成20年 7月23日(水) 第43号

ご意見は
こちらまで

「観光圏整備法」が本日施行

『観光圏整備法』というのをご存知でしょうか。この法律は、国が基本方針を定め、市町村又は都道府県は、その基本方針に基づき、市町村、都道府県、観光事業者、農林水産業者等地域の幅広い関係者による協議会を設立し、観光地が広域的に連携した「観光圏（下図イメージ）」の整備を行うことで、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進することで地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による地域の発展を図るものです。これまでの点や線的な取り組みから短期観光となっていたものを、県内各市町村をより面的にとらえ、滞在を長期化させる目的です。

県内には、魅力的な観光資源がたくさんあります。それらの魅力を相乗的に高め、観光圏域内の中長期的な滞在を促進するため、県内の7市町（青森市、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、おいらせ町）で【新たな青森の旅・十和田湖広域観光協議会】が先日設立されました。今後、滞在実証実験や共同プロモーションなどが行われる予定です。

これによって地域が活性化され、

国際競争力の高い、より魅力ある「青森」が創造されることを期待します。

関連する施策等は<http://www.mlit.go.jp/kanko/>をご覧ください。

